



# 雫石町空き店舗活用事業費補助金

町では、商業の振興と魅力あるまちづくりを推進するため、町内の空き店舗を活用して新たに「小売業」「飲食サービス業」「生活関連サービス業」を営もうとする方へ店舗の改装費用や家賃を助成する事業を実施しています。

## ●対象となる店舗

過去に商業用として営業され、建物に店舗部分があり、おおむね1か月以上使用されていない町内の物件を、賃借して活用する店舗。

## ●対象となる業種

- ①小売業
- ②飲食サービス業
- ③生活関連サービス業

## ●対象者

- ①中小企業者（個人・法人）
- ②中小企業等協同組合
- ③特定非営利活動法人
- ④社会福祉法人



## ●補助内容

①**改装費**：空き店舗の外装・内装・設備の工事等、改装に係る費用

▶補助内容：**対象経費の1/2以内（雫石都市計画用途地域における商業地域及び近隣商業地域:上限100万円、それ以外の地域:上限75万円）**

▶補助期間：当該年度内（改装工事が完了し、事業開始する見込みがあること。初年度に限る）

②**家賃**：対象となる事業を営むための貸室に係る月額家賃（共益費・敷金・礼金等を除く）

▶補助内容：**対象経費の1/2以内（上限月額3万円）**

▶補助期間：最長1年間

## ●提出書類

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③交付申請額の算出基礎となる書類
- ④貸室に係る賃貸借契約書の写し
- ⑤納税証明書
- ⑥改装費の見積書（2者）の写し・改装前の写真（改装費の場合のみ）



※工事の着手は補助金の交付が決定してから行うこと。

※2年以上事業を継続すること（2年継続できない場合、補助金返還あり）

※2年間事業運営状況の報告を行うこと。

※詳しくは下記担当までお問合せください。

### 《担当》

雫石町観光商工課 商工労政係  
住所／〒020-0595  
雫石町千刈田5番地1

TEL／019-692-6497

FAX／019-692-5208

Mail／shoukou@town.shizukuishi.iwate.jp